

鎌田第一地区防災計画作成順次

○第1回 WS

- ・令和4年6月22日（水）午後1時30分～
- ・北信支所会議室 鎌田全地区
- ・防災計画作成説明

○防災講演会

- ・令和4年7月27日（水）午後2時30分～ 福島テレサ
- ・仙台福住町内会長 菅原 康雄氏
- ・講演終了後、計画作成今後のスケジュール説明

○第2回 WS

- ・令和4年9月9日（金）午後6時30分～ 富塚会館
- ・作成委員紹介
- ・計画に定める事項、今後の業務予定等

○作成委員打合せ

- ・令和4年9月21日（水）午後6時30分～ 富塚会館
- ・計画に定める事項等の検討

○素案作成受領

- ・10月14日（水）高野会長より素案受領

○第3回 WS

- ・令和4年10月18日（火）午後6時30分～ 富塚会館
- ・素案説明、修正等

○第4回 WS

- ・令和4年11月24日（木）午後6時30分～ 富塚会館
- ・素案修正版説明等

○第5回 WS

- ・令和4年12月22日（木）午後6時30分～ 富塚会館
- ・概成版（案）説明等
- ・印刷部数把握

○第6回 WS

- ・令和5年1月18日（水）午後6時30分～ 富塚会館
- ・完成報告 配布

役員・班長用

※後任者に引き継いでください
御山越町内会

鎌田第一地区防災計画

(丸子町内会・富塚町内会・御山越町内会)

令和5年3月

鎌田第一地区

目 次

1	基本的な考え方	P 1
2	対象範囲	P 1
3	地区で予想される災害	P 1～P 2
(1)	把握事項	P 1～P 2
(2)	把握の方法	P 2
4	活動体制	P 3
5	活動方針	P 3～P 8
(1)	平常時の取り組み	P 3～P 5
(2)	災害時の対応	P 5～P 7
(3)	避難行動要支援者への支援	P 7～P 8
6	防災対策	P 9～P 11
7	計画の保管・修正等	P 11
8	附則	P 12
9	別紙	
	・別紙 1 鎌田第一地区防災組織表	P 13
	・別紙 2 連絡先	P 14
	・別紙 3 鎌田第一地区災害対応タイムライン	P 15～P 16
	・別紙 4 鎌田地区防災マップ	P 17
	・別紙 5 洪水ハザードマップ	P 18
	・別紙 6 インターネットからの情報収集要領	P 19～P 20

1 基本的な考え方

近年の災害は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ大規模化、激甚化及び頻発化しており、この数年福島市においても洪水災害や地震災害が発生し甚大な被害を受け、市民生活に多大な影響を及ぼしています。

このような頻発する災害に対して「**自分や家族の命を最優先に守り**」、そして地区住民と相互に支援し合い地区から犠牲者を出さないために、平常時から災害対応について準備することが重要であります。

そのために、丸子町内会・富塚町内会・御山越町内会（以下、「鎌田第一地区」という。）における防災力及び減災力を高めるため、鎌田第一地区の住民の皆様とともに「考え」「話し合いながら協力」して、鎌田第一地区防災計画を作成しました。

本計画は、洪水、地震、大雪等の自然災害が発生もしくは災害が予想される場合と住宅火災が発生した場合の対応及び平常時からの準備事項等を記載しており、地区住民の防災意識の高揚と地区防災力の強化向上を図ることを目的に作成しました。

2 対象範囲

この計画の対象範囲は、鎌田第一地区の3町内会である「丸子町内会」「富塚町内会」「御山越町内会」の全域とします。

3 地区で予想される災害

地区でこの近年において発生した災害は、河川の越水や氾濫による洪水災害と地震による家屋倒壊及び土砂災害が大半であり甚大な被害をもたらしている。

過去の災害を教訓として、鎌田地区防災マップや洪水ハザードマップ等を参考に地区の危険地域等を把握して今後発生する災害に備える必要があります。

本計画では、「鎌田地区防災マップ」と「洪水ハザードマップ」を掲載し地区住民に注意喚起を図ります。

- ・「鎌田地区防災マップ」・・・別紙4
- ・「洪水ハザードマップ」・・・別紙5

(1) 把握事項

① 危険地域

ア 洪水災害（外水氾濫）

地区内を流下する松川、耳取川が越水及び氾濫した場合、両河川流域に洪水災害が予想される。

特に松川が越水もしくは氾濫した場合、洪水ハザードマップによると各町内会の松川流域が「家屋倒壊等氾濫想定区域」に指定され、また御山越町内会においては全地域が3m未満の浸水想定区域に、富塚町内会及び丸子町内会の一部（特に福島商業高校付近）は0.5m未満の浸水想定区域に指定されている。

イ 冠水・浸水災害（内水氾濫）

鎌田地区防災マップに掲載の「大雨時の冠水箇所」、「側溝注意箇所」を参照に過去に発生した各町内会の冠水・浸水箇所を把握することが重要である。各町内会は大雨時に冠水等の異常が見られたら、ただちに町内会役員へ報告し、役員は直ちに鎌田第一地区本部へ連絡し、近隣住民の避難誘導、危機のアナウンス等（広報）を行い減災に繋げる行動をとる。

また、地区内に存在する水門（丸子字上川原地内、丸子字富塚前地内、丸子字上六反田地内）を大雨時に閉鎖した場合は、用排水路からの冠水・浸水被害をもたらす可能性がある。

ウ 土砂災害

御山越町内会三條院地内南側（信夫山側）には土砂災害警戒区域があり、大雨時には、「土砂崩れ」、「地滑り」に注意が必要である。

地震が発生した後に、次のような現象を察知したら早めに避難し、町内会役員及び消防、警察等の防災機関に連絡する。

- ・崖からの水が濁る。 ・小石が落ちてくる。 ・崖から異常な音がする。
- ・近くで山崩れが発生 ・地鳴り ・家がきしむ音がする。

② 地区の災害履歴（場所）

台風、大雨時の洪水災害（床上・床下浸水）

ア 富塚大開地区（床下浸水）

イ 福島商業高校正門東側中町裏23付近（側溝からの越水による床下浸水）

ウ 丸子字町裏地内、東前地内（床上・床下浸水）

(2) 把握の方法

① 洪水災害対策

ア 松川の水位観測・・・国土交通省「川の防災情報」の「川の水位情報」より川寒橋設置カメラ、上松川橋（清水）水位計を確認する。

イ 屋外スピーカー・・・御山越町内会は、御山中川原公園に設置している屋外スピーカーから情報収集

② 各ハザードマップの活用

鎌田地区防災マップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、吾妻山火山防災マップ、内水ハザードマップ、ため池ハザードマップ

③ 過去の災害履歴把握

福島市地域防災計画 第4編資料編（福島市ホームページ参照）

④ 防災講演会、研修会、防災まち歩きへの参加

4 活動体制

- (1) 活動体制は、「鎌田第一地区防災組織」と名称し、本部長1名、副本部長2名、各町内会役員、各町内会自主防災組織員、消防団員、民生児童委員、福島市北信西地域包括支援センターをもって編成します。

本部長、副本部長は各町内会長を充て、任期は1年とするが再任は妨げない。

本部は富塚会館とし、3町内会と連携しつつ防災・減災を図ります。

各町内会自主防災組織には町内会役員のみでなく、民生児童委員、町内消防団及び北信西地域包括支援センター等で組織します。

- (2) 鎌田第一地区防災組織表・・・別紙1
(3) 連絡先・・・・・・・・・・別紙2

5 活動方針

地区の災害対応を「平常時の取り組み」、「災害時の対応」、「避難行動要支援者への支援」に区分し、地区住民及び各町内会自主防災組織等が防災・減災活動に取り組むための活動方針です。

(1) 平常時の取り組み

災害発生時に、地区住民が連携協力して対応できるよう平常時から防災・減災に対して取り組むこととします。

① 防災・減災知識の普及啓発

ア 地区住民や事業所等が、平時から防災・減災に関心を持ち災害に対して準備することが重要である。

そのために、定期的に防災関係者等の防災講話等による普及や啓発活動を行います。この際、小中高生などを含むより多くの住民の参加を促し、防災意識の高揚を図る。

イ 家庭内における防災・減災の取り組み

定期的に家庭内において防災についての家族会議等を行い、また、家具等の転倒防止の実施及び備蓄食料や非常持ち出し品の点検を行い災害に備える。

ウ 住宅火災への備え

消火器、火災報知器を設置していない家庭には、住宅火災に備え早期に設置するよう推奨する。

② 町内会役員、民生児童委員、消防団等の役割分担

各町内会の自主防災組織表、連絡網に基づき平常時から災害時における町内会等の役割分担を明確にして、迅速な対応ができるようマニュアル等を準備します。役員会開催時には防災関連の議題を取り入れ、組織の重要性、役割分担等を確認し合い防災・減災の意識づけを図る。

③ 地区内の安全点検

防災・減災のために重要なことは、自分たちの住む地区を知ることです。
鎌田地区防災マップを基に地区の危険箇所や防災上問題のある場所等を確認して
改善のための働きかけや危険回避の方法を検討する。

④ 指定避難所、町内会集会所等の確認及び避難経路の確認

災害発生時に開設される指定避難所や町内会集会所及び町内会で協力締結して
いる企業の場所の確認と避難所等に至る経路を確認し、災害時に迅速に避難でき
るようにする。

⑤ 避難行動要支援者の把握とコミュニケーション

各町内会単位で避難行動要支援者登録台帳を活用し、未登録の避難行動要支援
者も含めて現状把握に努めるとともに日頃からコミュニケーションを図り、災害
発生時の行動等について確認を行う。

また、民生児童委員、北信西包括支援センターと積極的に情報の共有を行い、
連携体制を構築します。ただし、登録台帳は個人情報であることから取り扱いは
町内会役員、民生児童委員、消防団員及び北信西地域包括支援センターに限定す
る。

⑥ 食料・物資（毛布・資器材等）の備蓄

食料や物資の備蓄は災害発生時に必要です。災害時に町内会が開設する集会所
等には、備蓄食料や毛布等の物資及び救助救出に使用するスコップ、バール等を
保管して定期的に点検や取り扱いの確認を行う。

⑦ 災害対応タイムラインの作成

ア 災害発生もしくは災害が予想される場合に地区住民が迅速な対応をとれるよ
うに、「鎌田第一地区災害対応タイムライン」を作成して災害対応を図る。

イ 「鎌田第一地区災害対応タイムライン」・・・別紙3

⑧ 訓練実施（6 防災対策(1) 防災訓練を参照）

訓練は災害発生時に慌てず的確に対応するために欠かせない活動です。
「訓練していないことは災害時にはできない」ことを地区住民に訴え行います。
訓練は、「個別・町内会訓練」と「鎌田第一地区総合防災訓練」に区別して行う。

ア 個別・町内会訓練

小さな訓練を各家庭及び町内会単位で行う。

イ 鎌田第一地区総合防災訓練

地区住民に積極的な参加を呼びかけ、地区住民をはじめ各町内会自主防災組
織や防災関係機関を中心に年1回を基準に訓練を行う。

この際、「鎌田第一地区災害対応タイムライン」に沿った訓練を行う。

ウ 訓練項目等については、「6 防災対策(1)防災訓練」を参照

(2) 災害時の対応

災害時には負傷者の発生や火災など様々な予知せぬ事態が発生する可能性があります。消防・警察等の防災関係機関と連携協力しながら地区住民で力を合わせ被害を最小限に収める減災活動を行います。

また、危険を感じた場合や危険な場所から早めの避難行動をとり、命を守る努力をするよう地区住民に訴えます。

① 情報収集・伝達

ア 情報収集

気象庁が発表する気象情報、福島市が発令する避難情報、災害情報及び指定避難所の空き状況をテレビ、ラジオ、メール、インターネット及び戸別受信機、屋外スピーカー等から収集し町内会で共有を図り、早めの防災活動に繋げる。

・インターネットからの情報収集要領（気象庁キキクル）・・・別紙6

イ 情報伝達

情報を収集したら各町内会役員等は、町内会連絡網等を使用して町内会住民に電話等で伝達し情報の共有を図る。

また、避難行動要支援者等の災害弱者には、支援者や隣近所の方々から情報を伝達することを心掛ける。

ウ 災害状況の報告・伝達

町内会で災害が発生した場合、各町内会役員等は被災状況などを取りまとめ本部長及び副本部長へ報告するとともに町内会住民へ伝達する。

本部は被災町内会以外の町内会へ地区の被災状況等を伝達して地区内で災害情報の共有を図る。

② 被災状況の把握及び消防署への出動要請

本部は地区の被災状況を取りまとめ、北信支所へ報告するとともに状況により消防署へ出動要請を行う。

③ 安否状況の確認

町内会ごとに住民の安否確認が一目でわかるよう工夫することを推奨する。

例：町内会全世帯に目印となる黄色のハンカチを配布し、避難する場合に玄関先に掲示する。

④ 救出・救護活動

地震等により倒壊建物等に取り残された住民が発生した場合には、消防が現場到着するまでに地区住民が身の安全を確認した上で協力して救出を行う。

また、負傷者の応急手当を行い安全な場所（集会所等）へ搬送し消防救急隊が到着したならば救急隊へ引き継ぐ。

⑤ 火災対応

地区内で火災が発生した場合、消防が到着するまで地区住民の協力による家庭用消火器やバケツリレー等による初期消火活動を行い延焼防止を図る。

⑥ 大雪対応

ア 通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道のほか、高齢者世帯など自身で除雪作業が困難な世帯を中心に地区が協力して除雪作業を行い大雪による事故を防ぐ。

イ 地区内の消火栓の位置の除雪は、消防団及び飯坂消防署東出張所と連携して行う。また、夏・冬の防犯パトロール時（年1～2回を基準）に消火栓の位置を町内会役員及び消防団で確認する。

ウ 除雪機及び融雪剤散布を使用しての除雪は、降雪前から除雪箇所（道路含む）、融雪剤散布箇所等の優先順位を決めて行う。

⑦ 被災町内会への支援

被災町内会の状況を確認した隣接町内会等は、避難行動等に影響のない範囲で町内会住民を被災現場へ派遣し救出活動等を支援する。

⑧ 避難行動

ア 「危険を感じた場合」、「危険な場所にいる場合」は、直ちに安全な場所に避難すること、また、避難する際は隣近所や避難行動要支援者に声掛けを行うとともに安否確認を行いながら避難することを住民に訴えます。

イ ペットを飼っている方は、ペットを連れて「ペット同伴避難所」へ避難することを周知しておく。

鎌田地区にペット同伴避難所はありませんが、指定避難所にペットを連れて避難した場合は、避難所開設職員の指示に従い、飼い主責任で管理する。

・「ペット同伴避難所」：勤労青少年ホーム（入江町1 音楽堂隣接）

⑨ 指定避難所及び集会所等への誘導及び開設運営支援

ア 指定避難所が開設された場合には、各町内会は協力して指定避難所への誘導を行う。

イ 町内会住民が指定避難所へ避難した場合、避難所開設職員（市職員）に協力して避難者の受け入れ等の避難所開設運営支援を行う。

ウ 町内会集会所等を一時避難所として開設した場合は、町内住民が協力して避難者の受け入れ等を行う。

また、代表者は避難者数及び健康状態等を北信支所に報告する。

⑩ 避難所における感染症対策

指定避難所、集会所等に避難した場合には、コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染を防ぐために次の事項を重視し、避難するよう住民に周知する。

ア 避難する場合、自分の体調（体温等）を把握しマスクの着用

イ 避難所等入り口において、体温検査、手指消毒の実施

ウ 避難所内での3密（密接・密集・密閉）を避け行動する。

⑪ 給食・給水活動

避難生活が2日以上の場合（火災の場合は当日から）には、地区で必要な物資等を把握し、必要に応じて北信支所と連携しながら炊き出しなど給食・給水活動を行う。

また、地区の在宅避難者に対しても給食・給水活動を行う。

⑫ 防犯活動

ア 災害時に避難して留守になった家屋及び町内会に以前から存在する空き家対策として、町内会役員、消防団等による各町内会（地区）を不定期的に見回り（パトロール）を行う。

イ 見回り中に異常を発見した場合、現場保存に心掛け、支所及び警察に連絡し事後の対応等は警察に一任する。

⑬ 松川堰水門の管理

丸子字上川原地内（国道13号付近）の水門管理は、丸子堰水利組合に一部委任されており、大雨及び台風時には福島市と情報を共有し水門開閉に協力する。

また、水門開閉時には、その状況を丸子堰水利組合と各町内会で情報共有する。

(3) 避難行動要支援者への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者など避難する際に助けを必要とする「避難行動要支援者」や「子ども」です。避難行動要支援者や子どもを災害から守るため、地区住民が協力しながら支援を行います。

① 避難行動要支援者の把握

ア 避難行動要支援者登録台帳の活用

イ 避難行動要支援者の住宅を記載した町内会マップ等の活用

避難行動要支援者宅を町内会マップにマッピングし、民生児童委員、町内会役員等が住宅、登録情報を共有する。

また、年1回を基準に町内会役員と民生児童委員、北信西地域包括支援センターが知り得た対象者の情報を交換し、より良い支援に繋げる。

ウ 登録していない対象者の把握

「避難行動要支援者制度のご案内」を年1回、各町内会で回覧にて周知し、新規登録を推進する。

エ 避難行動要支援者の対象者

在宅で生活する方で、次に該当する方が対象となります。

(福島市地域防災計画 総則第2章第16節要配慮者の安全確保から抜粋)

- ① 要介護3～5に認定されている方
- ② 75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方
- ③ 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- ④ 療育手帳Aの交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方
- ⑥ 指定難病医療費受給者証の交付を受けている方のうち医療依存度が高い方
- ⑦ 65歳～74歳のひとり暮らし高齢者など登録制度の趣旨に賛同し登録を希望される方(高齢者世帯、要介護認定2～要支援1、身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級、⑥以外の難病患者、外国人の登録希望者)

② 災害情報等の伝達

ア 避難行動要支援者の身になって、目や耳が不自由な人に気象情報や避難情報等が確実に伝達できるように各町内会の伝達方法を原則としながら伝達する。

また、日常的なコミュニケーションを図りながら連絡をとり合える関係づくりを構築し伝達体制を確保する。

イ 避難行動要支援者をリストアップし、近隣住民及び民生児童委員等の支援者が、電話や対象者宅への訪問等を行いながら伝達する。

③ 避難支援

ア 近隣住民や民生児童委員等の方々の支援が重要であり、各町内会は避難行動要支援者1名に対して支援者2～3名を指名する等の避難行動時の支援体制づくりを行い、避難行動要支援者の安全を確保する。

イ 備忘録等を作成し、避難行動要支援者の意向を民生児童委員等の支援者と町内会役員が共有を図り、消防団を含めて役割分担をあらかじめ決めてスムーズな支援を行う。

ウ 避難所・避難場所への移動方法として、徒歩、自家用車の相乗りなどを避難行動要支援者と支援者が平常時から話し合いながら決めておく。

④ 積極的なコミュニケーション

日頃から積極的に避難行動要支援者とのコミュニケーションを図り、友愛活動等をとおして事前に対象者の意向を確認するなど、災害時に円滑な支援ができる体制を構築しておく。

6 防災対策

(1) 防災訓練

大規模災害発生に備えて、情報収集・伝達、消火、救出救助、避難等が迅速かつ的確に行われるよう防災訓練を行います。

訓練の種類は、「個別・町内会訓練」、「鎌田第一地区総合防災訓練」、「体験イベント型訓練」及び「図上訓練」とします。

① 個別・町内会訓練

各家庭及び町内会で行う訓練であり、主な訓練は次のとおりです。

ア 情報収集訓練

イ シェイクアウト訓練

シェイクアウトとは地震発生時の身を守るための行動であり、「①まず低く②頭を守り③動かない」の動作を行う安全確保行動です。

ウ 初期消火訓練（家庭消火器等による消火）

エ 非常備蓄品による生活（ライフライン寸断された場合を想定）

オ 避難訓練（避難所まで徒歩で移動、特に夜間での避難訓練が重要）

② 鎌田第一地区総合防災訓練

各町内会自主防災組織及び防災関係機関等が参加して、鎌田第一地区合同で訓練項目を精選して訓練を行う。

ア 情報伝達訓練

各町内会の連絡網図等を活用して災害情報等を全世帯に伝達

イ 避難・避難誘導訓練

各町内会集合場所から指定避難所等へ町内会単位（班・組）で避難する。

その際、避難経路上に誘導員を配置し避難誘導訓練を併せて行う。

ウ 避難所開設運営訓練

避難所において避難所開設職員（市職員）と連携協力を図り避難住民の受け入れ等を行う。

また、町内会集会所を一時避難所として開設した場合は、町内住民が協力して開設運営を行う。

エ 救出・救護訓練

倒壊家屋等の瓦礫の下敷きになっている住民の救出活動を消防団等と協力して行い、救出後は応急救護としてAEDを使用した救護訓練を行う。

オ 給食給水訓練

避難の長期化及び断水を想定して、炊き出し訓練と市水道局及び市民協力井戸からの給水訓練を行う。

・地区の市民協力井戸として登録している住宅は次のとおりである。

「丸子字御山越 1 3 - 1 黒金様宅」、「丸子字富塚前 2 7 - 3 岡村様宅」

上記協力先へは、町内会長が年 1 回程度挨拶及び現地確認を行う。

③ 体験イベント型訓練

起震車による揺れ体験（地震）、煙テントによる煙体験（火災）等を消防機関の協力を得て行う。

④ 図上訓練

鎌田地区防災マップ、洪水ハザードマップ等を基に、町内会ごとに危険箇所や避難経路及び避難行動要支援者宅の把握等の図上訓練（D I G）を行い、実災害に備える。

⑤ 訓練計画立案・訓練時期及び回数

ア 個別訓練は、各家庭及び隣近所で協力しながら定期的に行うように、町内会自主防災組織等が各家庭に訓練を推奨する。

イ 町内会訓練は、町内会自主防災組織が計画を立案して、年1回を基準に行う。

ウ 鎌田第一地区総合防災訓練については、鎌田第一地区防災訓練実行委員会が計画を立案して、年1回を基準に行う。

(2) 避難所等

地区の「市指定避難所（地区内・地区外）」、「福祉避難所」、「ペット同伴避難所」、「災害時開設集会所」、「一時避難できる店舗駐車場」等は、以下のとおりですので、平常時から場所の確認をしておきましょう。

災害時には、市からの避難所開設情報及び町内会集会所開設情報を収集して避難行動を行うようにしましょう。

① 指定避難所（鎌田第一地区内）

	避難所名	洪水	土砂	地震	火山	備考
1	北信学習センター	○	○	○	○	避難所のみ
2	鎌田小学校	○	○	○	×	
3	北信中学校	○	○	○	○	
4	福島商業高校	○	○	○	×	洪水時注意必要

② 指定避難所（鎌田第一地区外近傍）

	避難所名	洪水	土砂	地震	火山	備考
1	余目小学校	○	○	×	○	耐震工事中 5年度完成
2	瀬上小学校	○	○	×	○	
3	矢野目小学校	○	○	○	○	
4	福島学院大学	○	○	○	○	
5	県教育センター	○	○	○	○	
6	アクティおろしまち	○	○	○	○	避難所のみ
7	公設地方卸市場	○	○	○	○	避難場所のみ

8	清水学習センター	×	○	○	×	
9	御山小学校	×	○	○	×	
10	松川運動公園	×	○	○	×	避難場所のみ
11	ふくしま支援学校	×	×	○	×	

③ 福祉避難所

NCVふくしまアリーナ（福島市霞町4-45 TEL535-4106）

④ ペット同伴避難所

勤労青少年ホーム（福島市入江町1 音楽堂隣接 TEL531-6221）

⑤ 災害時開設集会所

ア 丸子集会所（仮称）：丸子町内会

イ 富塚会館：富塚町内会

ウ 御山越集会所：御山越町内会（洪水・土砂災害時を除く）

⑥ 一時避難できる店舗駐車場（鎌田第一地区内）

ア ヨークベニマル福島鎌田店

イ いちい鎌田店

ウ ダイユーエイト福島鎌田店

エ けんみん葬祭御山ホール

オ コープふくしま矢野目店

⑦ 町内会で協定締結企業（駐車場等）

ア コープふくしま矢野目店（駐車場）：富塚町内会

イ ホーユウパレス福島松川（階段室）：御山越町内会

ウ セブンイレブン福商前店：富塚町内会

エ ツルハドラッグ丸子店：富塚町内会

7 計画の保管・修正等

(1) 計画は、本部長、副本部長、作成委員及び各町内会役員等が所持保管する。

役職交代時には、本計画を申し送ることとする。

また、計画を市役所危機管理室へ一部提出し、危機管理室は計画を保管する。

(2) 計画データは本部長、市役所危機管理室が保管し、地区で計画を修正した場合は本部長は危機管理室へ報告する。

8 附則

- ・この計画は、令和5年4月1日より施行する。